

富山県ウッド・チェンジ協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、富山県ウッド・チェンジ協議会と称する。

(目的)

第2条 戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、建築物への木材利用は、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進める上で有用なだけでなく、長期間にわたり炭素を貯蔵できるほか、製造時のエネルギー消費が比較的少なく、再生産可能な資源であるなど、2050年カーボンニュートラルの実現に大きく貢献する取り組みである。こうした中、民間建築物への木材利用は、一部の事業者においては、店舗やオフィス等の木造化・木質化に取り組む動きがあるものの、まだ広く一般的な取組みには至っていないのが現状である。

このため、本会では、川上から川下までの幅広い関係者が参画し、民間建築物における木材利用の課題整理や解決策の検討、先進的な取組み等の発信、木材利用に関する情報共有など、事業者等が木材を利用しやすい環境づくりに取り組むことを目的とする。

(会の構成)

第3条 会員は、本会の目的に賛同し、木材利用に積極的に取り組もうとする団体、企業等により構成する。なお、必要に応じて、会員の追加等の変更を行うことができる。

2 本会に会長を置く。

3 本会の運営のため、事務局を富山県農林水産部森林政策課に置く。

4 木材利用に向けた、より具体的な検討や普及活動を展開するため、必要に応じて、本会の下にワーキンググループを設置することができる。

5 会長は、議事の内容等により会員以外の参加が適当と判断した場合は、本会に会員以外の団体、企業等を参加させて意見を聞くことができる。

(活動)

第4条 本会は、次の活動を行う。

- 一 民間建築物における木材利用の課題整理及び解決策の検討
- 二 本会の会員等による木材利用の先進的な取組み等の発信
- 三 木材利用に関する情報共有
- 四 その他

(情報公開)

第5条 本会議の議事及び資料は原則公開とするが、企業の活動や販売戦略等に影響する等、会員の希望がある場合は非公開とすることができる。

2 事務局が作成した協議会の議事概要等は、会員の了承を得た上で、富山県のホームページに掲載し公開する。

(その他)

第6条 本規約に規定のない事項は、事務局が本会に諮って定める。

附則

本規約は令和5年8月30日から適用する。